

平成30年度 奨学金のお知らせ

日頃より本校教育活動についてご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
さて、本校におきまして、以下の奨学金を取り扱っておりますのでご案内いたします。
なお、貸与奨学金は生徒本人が借り受け、返還していくものですので保護者の方と生徒本人でよくご検討、ご相談をしたうえでお申し込みください。よろしく願いいたします。

1. 日本学生支援機構 奨学金大学・短大・専門学校奨学生候補者予約採用 (進学後受給・貸与)

- ☆ 申込期間：【給付型・貸与型(第1種・2種)】 第1回申込 平成30年4月～6月下旬頃まで
【貸与型(第1種・2種)】 第2回申込 平成30年10月～11月上旬頃まで
※ 第2回以降、家計急変等により申込みの必要が生じた場合は事務室へご相談ください。
- ☆ 資格：平成31年3月卒業見込み予定で大学・短大・専門学校へ進学を希望している者。
高校3年生。
- ☆ 選考方法：家計・学業・人物の評価を総合的に判断し、高点順に候補者を決定いたしますので、
利用できない場合があります。なお、給付型については、上記のとおり第1回申込時のみ
の受付となり、また、校内選考があります。詳細については、本校事務室 担当 高畑まで
お問い合わせください。
- ☆ その他：現在、日本学生支援機構の奨学金の内容については、随時、変更や追加がでております。
申込期間についても、変更が生じる可能性もあります。

2. 公益財団法人 東京都私学財団 東京都育英資金 (在学中貸与)

- ☆ 申込期間：平成30年4月9日(月)～平成30年5月18日(金)
- ☆ 貸付金額：35,000円(月額)
- ☆ 資格：申込者及び扶養者が都内在住で勉学意欲があり経済的事由により就学が困難である者。

3. 千葉県教育委員会 千葉県奨学資金 (在学中貸与)

- ☆ 申込期間：平成30年4月9日(月)～平成30年4月28日(土)
- ☆ 貸付金額：30,000円(月額)
- ☆ 資格：申込者及び扶養者が千葉県内在住であり、勉学意欲があり経済的事由により就学が困難
であること。また、定められた期間の学業成績が基準以上の者。
※ 上記以外、例年9月頃に第2次募集もございますので、ご希望の場合はお申し出くだ
さい。

4. 埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校等奨学金 (在学中貸与)

- ☆ 申込期間：平成30年4月9日(月)～平成30年4月23日(月)
- ☆ 貸付金額：40,000円、30,000円、20,000円から選択(月額)
入学一時金貸付金額については(入学時のみ)、250,000円又は100,000円
- ☆ 資格：申込者及び扶養者が埼玉県内在住であり、勉学意欲があり経済的事由により就学が困難
であること。また、所得金額が基準以下の者。

5. その他

奨学金を希望される方は、申込期間内に本校事務室窓口にて各奨学金申請用紙等を受領のうえ、
ご提出ください。また、その他諸団体の奨学金制度についてはご相談ください。

平成 30 年度 授業料軽減助成・奨学給付・就学支援金等のお知らせ

1. 公益財団法人 東京都私学財団 私立高等学校等授業料軽減助成金・奨学給付金

- ☆ 申込期間：平成 30 年 6 月下旬 ※ 申込用紙は、6 月中旬頃学校より都内在住保護者の方へ送付します。
- ☆ 資格：申込者及び生徒が都内在住で、下記条件の方。
- ☆ 軽減・給付金額（年額）：下記一覧表の通り

なお、都内在住以外の方で、奨学給付金の対象の方は文部科学省ホームページをご覧ください、各窓口へお問い合わせください。⇒ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

平成 29 年度の場合

対象世帯		授業料軽減助成金の 軽減額（年額）	奨学給付金の 給付額（年額）
A	生活保護世帯	145,000 円	52,600 円 (生業扶助を受給している場合)
B	平成 29 年度の住民税(年税)額が非課税・均等割のみの世帯	145,000 円	138,000 円 又は、84,000 円
C	平成 29 年度の住民税のうち、区市町村民税：所得割額が年額 51,300 円未満の世帯	204,400 円	奨学給付金の対象外です。
D	平成 29 年度の住民税額のうち、区市町村民税：所得割額が年額 154,500 円未満の世帯	263,800 円	
E	平成 29 年度の住民税(年税)額が一定基準以下の世帯	323,200 円	

2. 東京都 高等学校等就学支援金

- ☆ 申込期限：平成 30 年 7 月上旬
- ☆ 資格・支給額：下記一覧表の通り

平成 29 年度の場合

年収の目安	対象世帯区分	支給月額	支給年額
約 250 万円未満	生活保護世帯	24,750 円	297,000 円
	住民税が非課税の世帯		
	住民税が均等割のみの世帯		
約 250 万円～* 約 350 万円未満	区市町村民税所得割が 51,300 円未満の世帯	19,800 円	237,600 円
約 350 万円～* 約 590 万円未満	区市町村民税所得割が 154,500 円未満の世帯	14,850 円	178,200 円
約 590 万円～* 約 910 万円未満	区市町村民税所得割が 304,200 円未満の世帯	9,900 円	118,800 円
約 910 万円以上	その他の世帯	対象外	

【問い合わせ先】 日本大学第一高等学校 事務室
TEL03-3625-0026